

監 査 報 告

平成30年6月27日

年金積立金管理運用独立行政法人経営委員会

委員長 平 野 英 治 殿

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員会

監査委員 堀 江 貞 之 ㊟

監査委員 岩 村 修 二 ㊟

監査委員 小 宮 山 榮 ㊟

年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「管理運用法人法」という。）第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項、通則法第38条第2項及び監査委員会監査規程第29条の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の平成29事業年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別利益の処分に関する書類（案）、勘定別行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめましたので、以下のとおり報告いたします。

I 監査の方法及びその内容

監査委員会は、平成29年10月、同年9月までの監事による監査の結果の引継ぎを受けた上、監査計画に基づき、経営委員会、理事長、理事、監査室、企画部その他職員（以下「役員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、経営委員会に委員として出席すること、理事長以下の執行部門が主催する経営企画会議・投資委員会その他重要な会議及び委員

会に陪席して必要に応じて意見を述べること等によって、役員等の職務の執行状況等について確認したほか、役員等から投資原則及び行動規範の遵守状況や職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び厚生労働大臣に提出する書類を調査しました。また、役員等の職務の執行が通則法、管理運用法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他管理運用法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）を検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、管理運用法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

II 監査の結果

- 1 管理運用法人の業務は、法令等に従って適正に実施され、また、中期目標及び中期計画の達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。

なお、補足事項は次のとおりです。

- (1) 経営委員会は、平成29年10月から平成30年3月の間合計8回開催され、原則として、全経営委員が出席したほか、経営委員向けの勉強会（合計8回開催）等にも多数の経営委員が参加し、各委員の専門的知見を活かした、多様かつ有益な議論が行われました。

経営委員会においては、その発足後間がないことに鑑み、今後も引き続き、実効性の高い監督業務及び重要な意思決定が行われているのかを念頭に置いて、職務に取り組んでいくことが重要であると思料します。

- (2) 理事長以下の役職員の職務執行状況に関しては、重要リスクの管理に焦点を当てて監査を行い、適正に執行されていることを確認しました。

今後も引き続き、平成29年10月以降の新たなガバナンス体制の下で、自律的なPDCAサイクルが機能する適正な職務の執行がなされているのかを監査していくことが重要であると思料します。

- (3) 中期目標等の達成に向けた取組に関しては、長期的に実質的な運用利回り「賃金上昇率+1.7%」を最低限のリスクで確保するという目標の達成を最重要と考えた投資プロセスが構築されていると評価します。

また、長期のアセットオーナーとして、様々な環境変化に対応しながらこの目標を自律的に達成できる組織を目指して多角的に取り組んでいるものと認識しており、平成30年度には運用リスク管理の基本方針等が策定される予定であり、これらに基づく効果的かつ効率的な投資活動が行われることを期待します。

2 内部統制システムは、適切に整備、運用されており、内部統制システムに関する業務方法書の記載内容も相当であると認めます。また、内部統制システムに関する役員の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。

なお、当法人は一昨年に関係法令の改正により独立行政法人制度において初めて合議制の経営委員会や監査委員会が設置されて間がない法人であることに鑑み、内部統制システム等に係る内部規程やその運用が、立法趣旨を反映した適切なものとなっているかを引き続き監査していくことが必要であると考えます。

3 役員の職務の遂行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

4 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認めます。

5 事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

Ⅲ 独立行政法人に求められた事務・事業の見直し、資産・運営等の見直しについて法人の講ずべき措置は、着実に推進されているものと認めます。

以上